

3 東京一極集中の是正

(2) 新たな過疎対策法の制定

国への提案事項

1 新たな法の制定

- 現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、新たな法を制定すること。
- 過疎地域ならではの魅力や特性が将来に引き継がれることで、地域の人々が誇りを持ちながら暮らし続けることのできる、持続可能な地域を理念として掲げること。

2 指定対象地域

- 現行法で指定されている過疎地域（全域過疎地域及び一部過疎地域）について、引き続き指定対象とすること。

3 過疎対策事業への支援

- 過疎対策事業が円滑に実施できるよう、各種支援制度の充実を図るとともに、今後の増加が見込まれる過疎対策事業債（ソフト事業分）の拡充など市町が必要とする財源を確実に措置すること。
- デジタル技術を活用し、スマート農業や鳥獣害対策などの地域課題の解決に取り組むことができるよう、過疎地域における5G等の基盤整備を促進すること。



3 東京一極集中の是正

(2) 新たな過疎対策法の制定

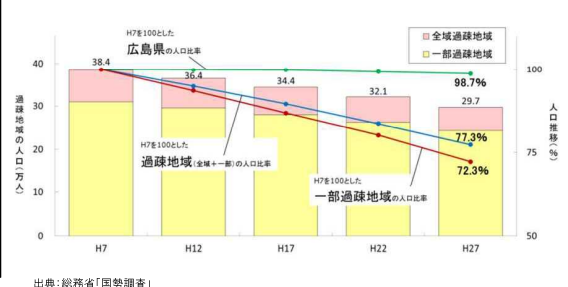
現状／広島県の取組

- 本県の過疎地域（全域過疎及び一部過疎）の人口は、全体の人口と比べても早いスピードで減少しており、また、集落は、全国と比べても高齢者割合が高く、小規模な集落が多い。
- こうした中、過疎地域の持つ特性や豊かさを強みとして、次の世代に引き継いでいくため、「人づくり」に重点をおいてリーダーの育成などに取り組んでいる。

課題

- 過疎地域の魅力を強みとして、地域に暮らす人々が将来に向けた展望を描いていくためには、一部過疎地域を含む全ての過疎地域が多様なライフスタイルを実現できる可能性を秘めた地域として内外の人々から選択されるよう、総合的な対策を講じていくことが必要である。
- 特に「Society5.0」の実現は、過疎地域こそスマート農業や鳥獣害対策などにおいて大きな効果がもたらされ、新たな価値を生み出すことにもつながっていくことから、これを導入するための基盤を整え、人口減少下においても、地域の暮らしを支えていくための社会実装に取り組んでいく必要がある。

広島県における過疎地域の人口推移及び人口比率



過疎地域における集落の状況

区分	集落の数	高齢者割合 50%以上集落	10世帯未満の 小規模集落
全国	65,440	14,487 (22.1%)	6,711 (10.3%)
中国圏	12,794	3,860 (30.2%)	2,074 (16.2%)
うち 広島県	3,120	1,086 (34.8%)	680 (21.8%)

※ H27.4.1時点で過疎指定を受けている地域の集落を対象としている。
出典：国土省、総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現状把握調査（平成27年度）」

3 東京一極集中の是正

(3) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
 - ・ 地方は、創意工夫しながら自らの発想で独自の施策を講じ、国は、目まぐるしく変化する国際情勢や経済環境に集中的に対応できるよう、地方に権限や財源を移譲すること。
- 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応
 - ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
 - ・ 義務付け・枠付けの廃止等見直しを進め、閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。また、計画の策定など、国が地方に実質的に義務付けている事務については、確実に財政措置を行うこと。
 - ・ 提案募集方式について、税財源に関することや、国が直接執行する事業の運用改善も提案対象に含めるなど、制度を充実すること。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中の是正

(3) 地方分権改革の一層の推進

現 状／課 題

1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
 - ・ 地方が自らの判断で施策を実施することで、地方に活力が生まれ、日本全体に活力が生まれる。このため、現行の都道府県制の下においても、自治立法権、特に今後は条例制定権の拡大や、課税自主権を含めた地方の権限・財源を拡大・強化する必要がある。
- 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応
 - ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
 - ・ 義務付け・枠付けは、依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われている。
 - ・ 提案募集の対象は、権限移譲又は義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和に限定されており、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であり、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できるようにすること。

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

【効果】

- ① 全国的な人口の移動理由を把握できる
- ② 首都圏への人口集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる

【提案先省庁：内閣府、総務省】

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

背景／現状

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、「現状」を把握できる調査とは言えない。
〔調査対象世帯数(2016年):全国6万、広島県1.6千〕

課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方で、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。
- この課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国統一的な調査の実施によって、東京圏への一極集中や地方創生の課題解決において、焦点とすべき課題がより明確となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

国への提案事項

1 災害拠点病院のライフライン設備整備に対する財政措置

- 国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備, 受水槽, 給水設備, 燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について, 各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう, 現状の補助基準額を引き上げるとともに, 補助率3分の1を嵩上げすること。
- 特に, 膨大な容量が必要となる受水槽については, 設置スペースを敷地内で確保できない場合, 新たな土地の取得や賃借に係る費用など追加的な負担が発生するため, これらに対する特段の財政措置を講じること。

2 公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の交付税措置の期間の延長

- 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について, 令和3年度以降も期間の延長を図ること。
- 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が, 統合により1以上減となること。」及び「経営主体も統合されていること。」の要件を緩和すること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

国への提案事項

3 医師の地域・診療科偏在解消に向けた新たな制度設計

- 勤務地・診療科選択の自由など, 医師が都市部に集中する構造的な課題を抱えた現行制度を前提とした対策では, 地域的な偏在や診療科における偏在は解消されないため, 中山間地域など医師が少ない地域での勤務の義務付けやインセンティブが働くような制度設計を行うこと。
- 新専門医制度においては, 診療領域ごとの専攻医の募集定員の設定など, 産科・小児科といった医師不足が深刻な診療科においても, 地域において, 一定数の医師が安定的に確保できる仕組みを創設すること。
- 医学部を有する大学が自発的に偏在解消に取り組むよう, 大学の運営に関するインセンティブあるいはペナルティ制度を導入すること。

【提案先省庁: 総務省, 文部科学省, 厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

施策の背景／国の対応状況

- 平成30年の7月豪雨災害や北海道胆振東部地震など、水、電気、交通、医療、通信など、住民の生活・生命を守る重要インフラに支障を来す事態となった。
- 国は、これらのインフラが、災害時に十分機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施(平成30年9月)。
医療分野においては、長期の停電や断水に備えて、災害拠点病院の自家発電設備及び給水設備の整備状況が確認された。

	災害拠点病院	3日程度の診療維持に設備の増設が必要な病院	
		燃料タンクの増設	受水槽の増設等
全国 (H30.10現在)	736	114	177
広島県 (R元.10現在)	19	4	11(10)

※()は優先給水協定の締結がない病院

- 国はこの結果を受け、災害拠点病院の指定要件に、新たに次の規定を追加した。(経過措置:令和3年3月迄)

自家発電機	・都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと
給水設備	・受水槽(3日分)の整備<努力義務> ・災害時優先給水協定の締結

課題

- 本県の災害拠点病院の非常用自家発電設備については、全ての施設で3日分以上の燃料備蓄又は燃料販売事業者との優先協定により指定要件を満たしていたが、都市ガスを燃料としていた1施設は、この度の改正により他の電力系統等の新たな設備投資が必要となった。

- また、給水設備についても、3日分以上の容量の受水槽や地下水利用がない病院は11施設であり、うち10施設は、災害時優先給水協定も未締結である。



- これらの病院では、平成30年7月豪雨災害やその後の災害の発生状況から、水、電気確保の重要性を十分に認識しているものの、現行の国庫補助制度は補助基準額の1/3が補助金の上限となり、病院負担が大きいいため、整備が進まず、十分な支援制度となっていない。

令和元年度補助基準額等

・燃料タンク	基準額	29,883千円(補助率1/3)
	補助上限額	9,961千円
・受水槽等	基準額	64,800千円(補助率1/3)
	補助上限額	21,600千円

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

現行制度

〔病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件〕

- 令和2年度までに行われるものであること。

① 複数病院の統合の場合

- ・ 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- ・ 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編の場合

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- ・ 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象



元利償還金の40%を交付税措置(通常は25%)

課題

- 公立・公的医療機関は、2025年の地域医療構想の実現に向け、民間医療機関では担うことができない医療機能に重点化するよう見直しを行い、ダウンサイジングや機能分化・連携を含む再編統合も視野に入れて議論を進めるよう求められている。
- 公立病院の再編統合には関係団体や地域住民との調整に時間を要するとともに、施設整備等に多額の財政負担が生じることから、交付税措置は再編統合計画の進捗に多大な影響をもたらす。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

課 題

現状／広島県の取組

○ 本県の地域偏在の概況

平成30年	医療施設従事 医師数	人口10万対
広島県	7,286 (+62)	258.6 (+4.0)
過疎市町	452 (-5)	195.1 (+4.6)
その他市町	6,834 (+67)	264.0 (+3.6)

※厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」から広島県作成
※()は、平成28年からの増減



○ 本県の産科・小児科医師数は不足感が強く、特に病院勤務医については、低位に位置している。

(H30年 医師・歯科医師・薬剤師統計結果)

区分	産科・産婦人科			小児科		
	医師数	人口10 万人対	全国 順位	医師数	人口10 万人対	全国 順位
病院	全国	7,151	28.1	10,614	68.9	—
	広島県	129	23.5	209	57.4	37

○ 令和2年度には、広大ふるさと卒など地域枠医師52名が県内で勤務(うち過疎地域勤務は22名、産科医は5名、小児科医師は2名)

○ 令和2年4月より、地域枠医師の知事指定診療科として産婦人科を指定し、産婦人科への誘導を開始

● 医療法等の一部を改正する法律の施行により、都道府県は医師確保計画を策定し、実効的な医師偏在対策に取り組んでいるところである。

しかし、現在の医療制度は、診療報酬など医療費は一定の統制が行われている一方で、勤務地・診療科の選択は自由であり、結果として、収益が見込みやすい、あるいは、様々な症例を経験できる都市部に医師が集中するなどの構造的な課題を抱えており、現行制度の抜本的な見直しを図らなければ、偏在の根本的な解消は望めない。

● また、都道府県知事は、医師確保に関する必要な協力を大学に要請し、大学は要請に対して協力するよう努めることとされているが、当該制度が実効性を伴うものとなるよう、大学の協力を誘導する仕組みを新たに設ける必要がある。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁:厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組



・がん検診受診率向上
キャンペーンの実施



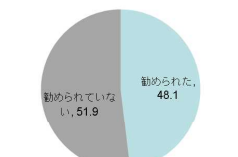
・受診勧奨の支援
(全23市町で受診勧奨を実施。
全23市町で協会けんぽ被扶養者に
受診勧奨を実施する体制を整備)

現 状

・がん検診受診率の低迷
(H25国民生活基礎調査での受診率)

・受診勧奨が行き届いてい
ない。

胃	肺	大腸	子宮	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%



がん検診を勧められていない
人の割合(広島県調査)

全て50%未満

課 題

- がん検診については、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

目 標

5つのがん検診の
受診率が50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 鉄道は、路線バスやデマンド交通等との結節点として、地域の生活や経済を支えるとともに、国民の移動を支える広域交通ネットワークを形成していることから、国としても広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を促進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害を通して、鉄道が、県内の交通ネットワークにおける「広域幹線」として、地域の生活や経済活動を支えていることが県民に再確認された。
- JR芸備線・福塩線の利用状況
豪雨災害により、長期間不通となった芸備線の利用者の落ち込みが大きい。

【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業
上記のような現状を踏まえ、本県では、令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る新規事業を創設し、芸備線及び福塩線沿線の市町や協議会等と連携して取り組むこととしている。

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況]

(芸備線)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
広島～備中神代(人/日)	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341

(福塩線)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
福山～塩町(人/日)	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181

課 題

- 長期間の運休を余儀なくされた路線においては、利用者数が発災前まで回復しない恐れがあり、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。
このため、鉄道をはじめ交通ネットワークに関心の高い現状をチャンスとして捉え、官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度上では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届けなければよいとされている。
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じることが必要である。
(鉄道事業法第28条の2)

[参考：広島県で廃止となった鉄道]

- ✓ JR可部線(可部～三段峡)[H15]
- ✓ JR三江線(三次～江津(島根県))[H30]

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 相続時の不動産所有者情報の確実な更新（不動産登記法の改正）

- 相続時の不動産登記を義務付けること。
- 不動産登記情報と住民基本台帳・戸籍情報・空家データベース等を情報連携すること。

2 特定空家等^(※)の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、市町を管理人選任の申し立てが可能な利害関係人として位置付けること。
- 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。
- 代執行手続きを簡素化・合理化すること。
- 固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲を拡大し、空家法に基づく勧告がされていない空家等も対象にできるようにすること。

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

3 財政措置の拡充

- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
- 補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。

事業主体	地方公共団体
負担割合	
除却等に要する費用は補助対象限度額	国費 4/10 地方公共団体 4/10 地方公共団体 2/10

【提案先省庁：法務省、国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31. 4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 空き家所有者を把握するためには、不動産登記情報の確実な更新が必要

- 現行の不動産登記法では、相続が生じた際の登記が義務化されていないことや、住宅の所有者が死亡等した際に住民台帳・戸籍情報等と登記情報とを連携することができないことにより、登記の所有者情報が更新されず、空き家の所有者調査に多大な労力が必要となっており、行政が老朽危険空き家を解消していく際の隘路となっている。

2 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。
- 多数の相続人がいる場合の所有者探索や、相続人がいないことが明らかな場合の助言・指導・勧告などの手続き等により、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 現行の法制度による税制上の措置では、勧告された特定空家等に対しては、固定資産税等の住宅用地特例が除外されている。この除外対象を拡大することで、特定空家等になることを未然に防ぐよう、所有者に働きかけることが可能となる。

3 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。
- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、残りの2/10は市町が負担せざるを得ない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁:総務省,財務省,厚生労働省,国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

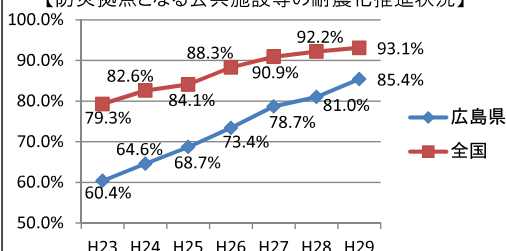
(5) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和3年度も災害対策拠点(県庁舎等)等の建築物について、今年度策定する「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、着実に耐震化を進めていく予定である。

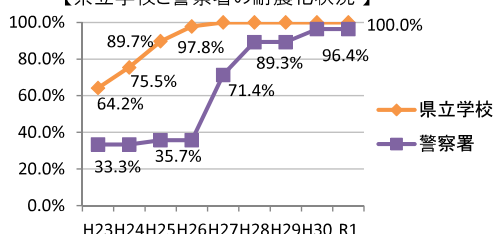
現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化

【防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況】



【県立学校と警察署の耐震化状況】



広島県耐震改修促進計画に基づく取組

多数の者が利用する建築物等	(1) 市町の補助制度の継続、創設の促進	目指す姿/目標
	(2) 公共建築物の計画的な耐震化	耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,700)
	(3) 所有者への意識啓発	
大規模建築物※1	(4) 耐震化状況の公表による促進	耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成 耐震改修: R2までに100% (該当棟数: 265)
	(5) 民間建築物の耐震化促進	県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進
避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)	(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進	耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数: 265)
	(7) 民間建築物の耐震化促進	① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進
防災拠点建築物※3	(8) 耐震化状況の公表による促進	耐震診断※2: H29までに100% →達成(解体予定の3棟除く) (該当棟数: 848)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの
※2 耐震改修促進法、又は、広島県耐震改修促進計画により、所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの
※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

課 題

- 令和3年度以降も、災害対策拠点（県庁舎等）について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R2予算等の 状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建築物	大規模模 ※1	265	53	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%～	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ 財政措置の拡充 (特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ) ○耐震化への意識不足 ⇒ 地方に加え国においても 啓発強化	防災・安全交付金 R2: 10,388億 ※5 (対前年度比100%) 耐震対策緊急促進事業 R2: 114億 (対前年度比95%)
	広域緊急輸 送道路沿道 建築物	265	約230	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3～		
	防災拠点 建築物 ※2	848	62	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3～		
保 育 所	公 立	220	139	なし	財政措置の充実が必要	—
	私 立	109	79	国1/2 地方1/4	(保育所等整備交付金)	R2: 787億 ※5 (対前年度比121%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国1/2 地方1/4 ※4	財政措置の充実が必要	R2: 994億 ※5 (対前年度比119%)

- ※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの
- ※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。
- ※3 補助制度は、原則の補助率であり、I S値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。
- ※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)
- ※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用，外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について，国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い，特に，警備業，倉庫業について，地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・特定技能制度の普及に向けた，要件や手続きの簡素化・明確化，十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した，大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において，外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう，必要な支援措置を国において講じるとともに，地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置（初期費用，運用，維持経費含む）を講じること。

例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや，企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修，外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど，ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう，外国人材の受入実態や課題など，国やその関係団体が保有する情報を，地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている，厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について，地方公共団体との共有が可能となる措置を図り，地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - 雇用事業所の産業分類（中分類別や在留資格の業種別等）
 - “ ” の事業所規模
 - “ ” の国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
 - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など，外国人が安心して暮らすための取組を，地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう，地域の実情に十分に配慮の上，必要な財政措置（初期費用，運用，維持経費含む）の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充（限度額の引上げ等）
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充（地方財政措置の充実）
- 多文化共生社会の実現のため，国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供

【提案先省庁：総務省，法務省，出入国在留管理庁，文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

現状／広島県の取組

○ 県内では、中小企業を中心に、あらゆる業種で厳しい人手不足に直面しており、技能実習生など外国人労働者は増加の一途をたどっている。

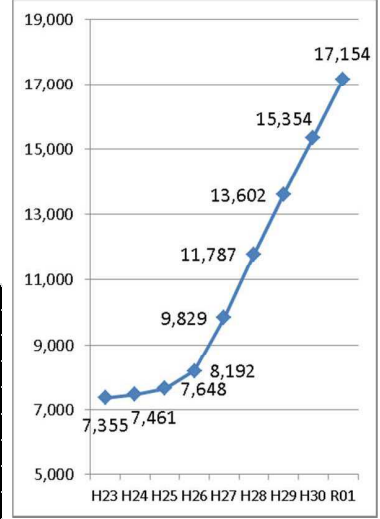
- ・有効求人倍率(R01平均)は、2.05倍(全国2位)
- ・外国人雇用事業所の6割は規模30人未満の事業所であり、100人未満の事業所を含めると8割に達する。
- ・県内の外国人労働者のうち、技能実習生が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍(17,154人、全国4位(R01))に達している。

広島県内の外国人労働者雇用事業所の状況

単位:事業所数・人・%

事業所規模	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比	一事業所当たりの外国人労働者数
30人未満	3,013	60.9%	11,981	32.7%	4.0
30～99人	994	20.1%	7,799	21.3%	7.8
100～499人	598	12.1%	9,718	26.5%	16.3
500人以上	152	3.1%	6,469	17.7%	42.6
不明	190	3.8%	640	1.7%	3.4
計	4,947	100.0%	36,607	100.0%	7.4

広島県内の技能実習生数



○外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営

(交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)

(交付対象)全地方公共団体

(補助率, 限度額)整備…10分の10, 外国人住民数に応じ200～1,000万円

運営…2分の1, 外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については, 地方交付税措置あり)

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

○地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)

(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)

(交付対象)都道府県, 政令指定都市など

(補助率, 補助額)2分の1, 上限なし(地方負担について, 地方交付税措置なし)

○外国人材就労意識調査(令和2年3月)

生活上の課題

- ①日本語(方言)がわからない
- ②地域の日本人と日本語でのコミュニケーションが取れない
- ③病院でことばが通じない, 災害時にどうしたらいいのかわからない など

課題

● 特定技能制度の円滑な運用

- ・業界団体からの要望があり, また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については, 現在の就労可能な14分野に含まれていないため, 対応ができていない。
- ・企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況, 登録支援機関の登録状況, 在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において, 個別企業等の相談・手続に時間を要している。また, 企業等において, 制度が複雑であるため, 理解や手続のための負担感が大きく, 制度の利用が進んでいない。

● 生活者としての外国人が暮らすための環境整備

外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として, 行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化, 母語で相談を受けられる窓口の整備, 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。

また, 外国人に対して, 地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音被害解消に向けた学校等の防音対策など必要な措置を講じること
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること
例)・米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、訓練空域下の自治体への交付金の創設
 - ・米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設(再編交付金の拡充)
 - ・学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

【提案先省庁：外務省、防衛省】

4 安全・安心な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求める
とともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐完了(H30. 3)により騒音被害が拡大
しかしながら、訓練区域を有する自治体が騒音被害対策を行うための財政措置はない
・航空機騒音(70dB以上)の発生状況

		平成29年度	令和元年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	6,386回	2,514回 (1.6倍)
(主な地点)				
岩国飛行場 周辺	大竹市 阿多田島	2,322回	3,922回	1,600回(1.7倍)
訓練 空域下	北広島町 西八幡原	697回	875回	178回(1.3倍)

- 国の助成金の交付基準が地域の実情にそぐわない

・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)

障害防止工事に対する助成(自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひんぱんな実施に対する学校・病院等の防音)

(交付対象) 地方公共団体

(対象施設) 学校、病院、診療所等

(補助基準) 学校の場合 :70dB以上の音響が10回以上 又は80dB以上の音響が5回以上ある授業単位時間(50分)が、1週間の総時間の20%以上あること

(補助率) 10/10

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の経済的影響も踏まえて地方税収の動向を的確に反映し、令和3年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 防災・減災対策の推進

県土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の延長など地方財政措置の拡充を図ること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和2年度地方財政計画においては、前年度を上回る63.4兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

◆一般財源総額

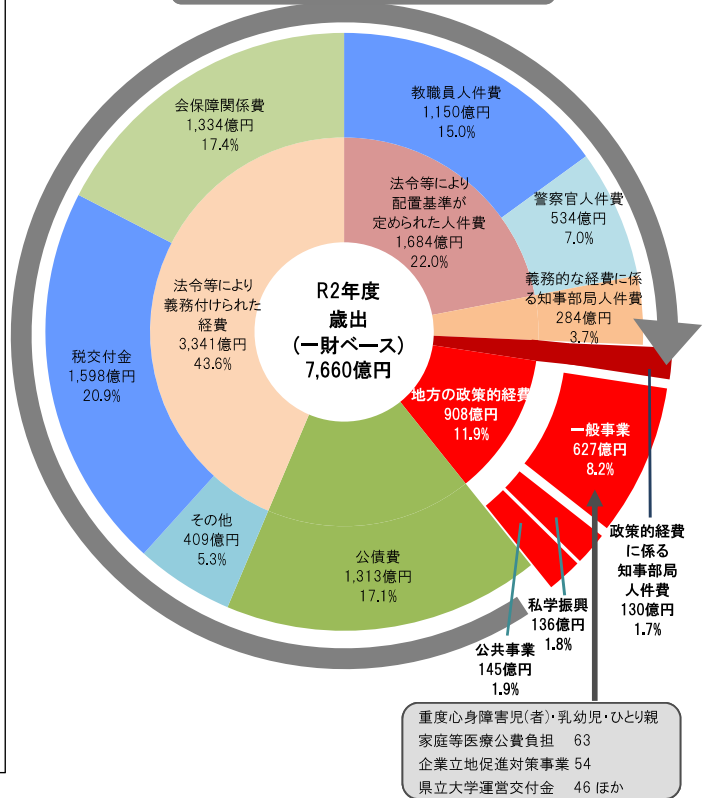
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2地方財政計画	63.4兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
前年度比	+0.7兆円	+0.4兆円	+0.4兆円	▲0.1兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆905億円(R2年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,660億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあつては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

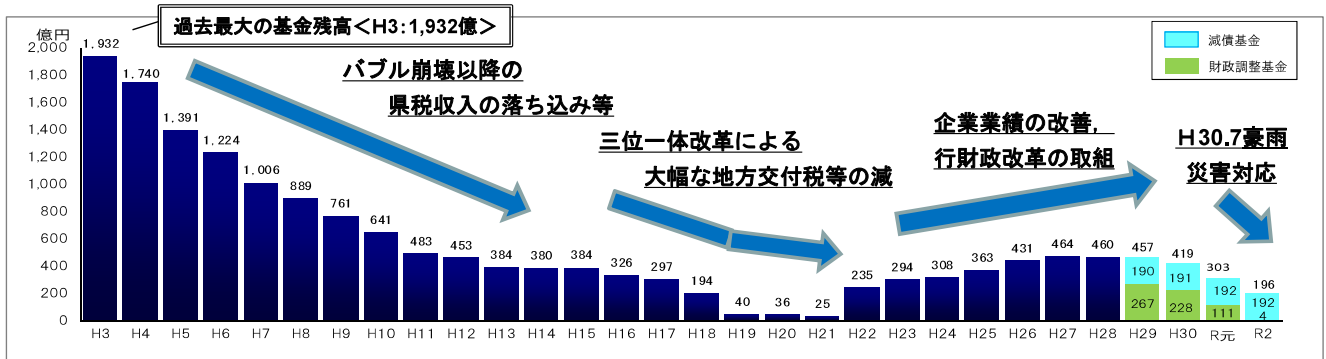
現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時的に基金残高は急減したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和2年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで多額の基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、まさに、平成30年7月豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、H30年度までは決算額、R元年度はR元年度3月補正予算後の見込み、R2年度はR2年度4月補正予算後の見込み。

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

- ・公共施設等適正管理推進事業債について、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

併せて、平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを確実に反映するなど、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は、平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約4万7千か所、ため池が約2万か所など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

2 合併市町への財政措置

合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進しているが、東日本大震災や建設需要の増大などに伴い遅れが生じており、5年の再延長を機に、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- そうした中、平成30年7月豪雨災害の被災市町においては、早期の復旧、復興と併せて、地方創生の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

地方債計画 (億円)		
項目	令和2年度	令和元年度
過疎対策事業	4,700	4,700
公共施設等適正管理事業(*)	4,320	4,320
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※)	4,778	6,084
緊急自然災害防止対策事業(※)	3,000	3,000
緊急防災・減災事業(※)	5,000	5,000
旧合併特例債	6,200	6,200

(※)については、R2年度まで

(*)については、R3年度まで(うち市町村役場機能緊急保全事業を除く)

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

○ 水道広域連携に係る財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
 - ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和
 - ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など
- より一層の支援措置を講じること

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさを増しており、事業を安定的に継続していくためには、経営・運営基盤の強化が不可欠である。

広島県では、水道の広域連携を推進するロードマップを作成し、令和4年度に経営組織を一元化、令和5年度からの一元化した経営組織による事業開始を目指すこととしている。

国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等の間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

令和2年度当初予算等の状況

- ◆ 強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
606億円(前年度比93.2%)

課 題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、対象事業者の拡充や時限規定が令和16年度まで延長されるなど交付金制度が見直しされたものの、資本単価90円/㎡以下の事業者は対象外になるなどの要件が残されているため、協議会の中で交付金の対象から外れる事業者がいる。
広域連携推進のためには、施設整備に対する財政措置の要件緩和(交付対象事業者の要件撤廃)はもとより、広域化に係る認可申請書(創設認可・事業変更認可)の作成に多額の費用が必要なことから、ソフト施策に対する財政措置の拡大など、更なる支援が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小に係る激変緩和措置などへの財政措置などの仕組みが必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設 耐震化等交付金	交付税措置
ソフト	都道府県水道ビジョン策定等経費(広域連携推進)	○	—
	水道事業経営戦略策定経費(広域連携推進)	—	○
	広域化に係る協議会の開催等の経費	○	—
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	■
	広域化に係る事業認可申請に要する経費	■	■
	広域化に係るシステム統合等に要する経費	○	○
	広域連携に必要な料金格差の縮小に係る激変緩和措置	■	▲
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	▲	○
	広域化の前段で必要となる施設整備に対する財政措置の要件緩和	○	○

凡例：○…財政支援制度がある(条件付き) ■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

【水道事業の統合に係る財政措置の現況】

- ・ 簡水統合及び市町の区域を超える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置
- ・ 簡水統合後に実施する建設改良費への交付税措置
- ・ 市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債を充当 など

5 地方税財源の充実強化

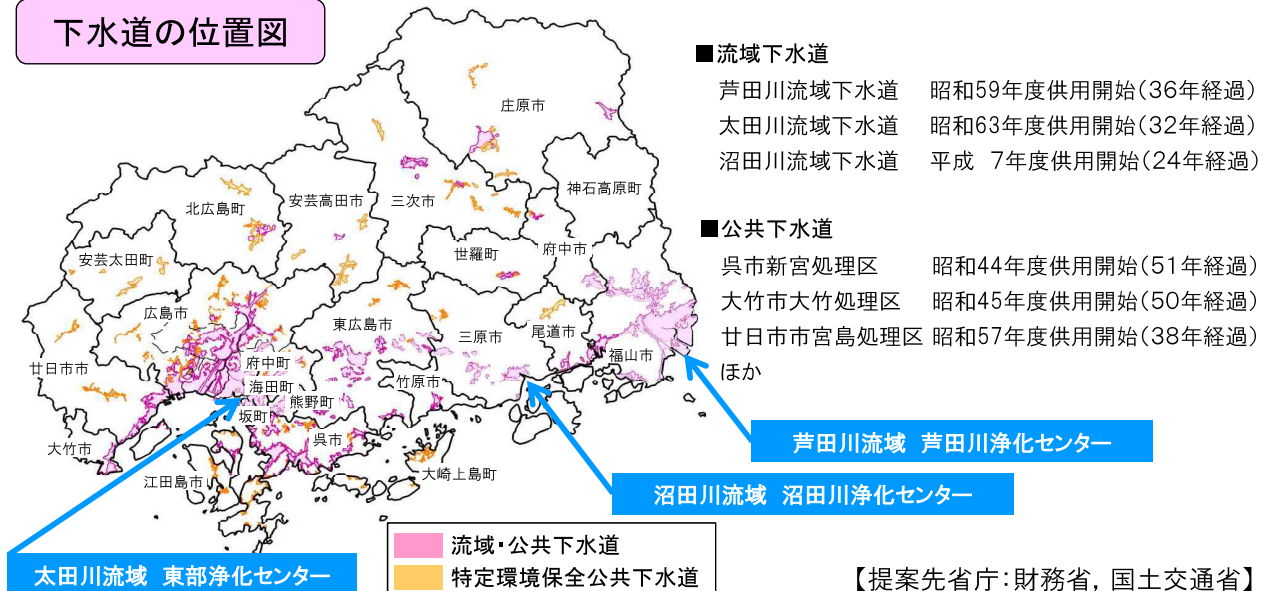
(4) 下水道施設の持続的な污水处理機能の確保

国への提案事項

○ 下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な污水处理機能の確保

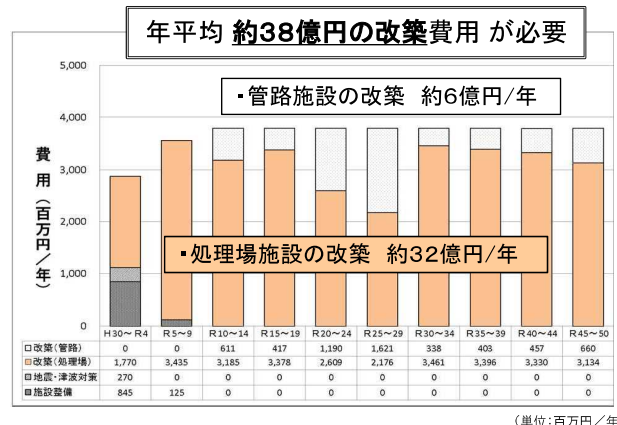
提案の背景

- 新下水道ビジョン加速戦略(国土交通省H29年8月策定)で「下水道の公共的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理」に取り組むとしている。
- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は污水处理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき』という方針が提案された。
- 具体的には、令和2年度より、管渠の単純な改築への支援について、污水处理施設が概成した自治体から順次廃止する運用を始めた。
- さらに、財務省からは管渠の機能向上を伴う改築への支援を令和3年度以降、縮減する見通しが示された。
- このため下水道施設の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

課題

- 老朽化が進み、現在でも改築主体の事業となっており、10年後からは全額改築となる見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《流域下水道施設の50年間の必要額》



5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な污水处理機能の確保

下水道施設の現状

- 流域下水道は、膨大なストックを形成
 - ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
 - ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,205	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	740	43.2
合 計	6,435	111.2



処理場内配管 腐食状況

- 特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行
 - ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,633(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)



処理場機械 腐食状況

広島県の取組

- スtockマネジメント計画(H30～R50)により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な污水处理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区 分	施 設	国庫補助率	根拠規定
公共下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	
		用地等	
流域下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	
		用地等	
都市下水路	市街地における下水排除施設	4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種 別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靱化，及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため，直轄事業，社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金や補助事業をはじめとする，公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても，地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置の継続を含め，同様の措置がなされるよう配慮すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

現状／施策の背景・経緯

- 近年，国の公共事業費が大幅に削減されてきた中，ここ数年は横ばいで推移
- 社会資本整備は，防災・減災に資するとともに，生産性向上，企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し，地方創生を下支えするもの
- 広島県では，「ひろしま未来チャレンジビジョン」(H22策定，H27改訂)が目指す県土の将来像を実現するため，社会資本マネジメント方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し，ストック効果を重視した優先順位を踏まえた計画的な社会資本整備を推進
- 平成30年7月豪雨災害においても，砂防ダムが土石流や流木を捕捉し，下流の被害を防止・軽減した事例が報告されるなど，社会資本整備の重要性が再認識された
- 国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し，防災・減災対策を加速しているものの，県土の強靱化に向けて，引き続き道路法面対策などを推進していく必要がある

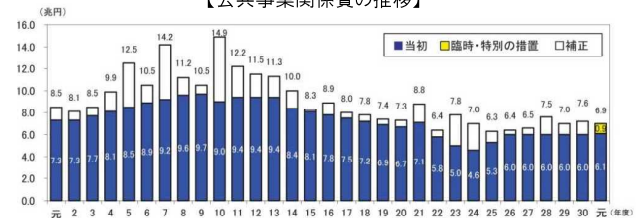
6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

課 題

本県の防災・減災対策を充実・強化し，地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが，近年の大規模災害の頻発等を踏まえると，今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。

【公共事業関係費の推移】



注：NTT-Aを除く。

出典：日本の財政関係資料[令和元年10月 財務省]

【各施設の整備状況】

施設	項 目	実績(R2.3)
河川	洪水・高潮に対する防護達成人口率	62.0%
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	62.9%
道路	緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (地震により落橋・倒壊が発生しないレベル以上の対策)	81.7%
	法面災害防除対策箇所数 (H25年度及びH27年度の点検により対策が必要とされた230箇所)	185箇所
砂防	土砂災害から保全される家屋数	約 104,600 戸
治山	山地災害危険区域の整備率	33.8%

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

1 災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のための財政的支援

あらゆる災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のため、公共事業予算枠の増額や補助率の拡充、地方単独事業による防災インフラ整備に対する地方財政措置(緊急自然災害防止対策事業債)の継続を含め、財政措置に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

とりわけ、近年に発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止の推進については、特段に配慮するとともに、土砂災害警戒区域等の警戒避難等に関するソフト対策にも配慮すること。

【平成28年6月豪雨災害※、平成29年7月豪雨災害※、平成30年7月豪雨災害】

・各種ハード・ソフト対策等を確実に推進するための財政措置

※県東部地域(瀬戸川流域、手城川流域)における浸水被害など

3 地方の実情に即した予算配分

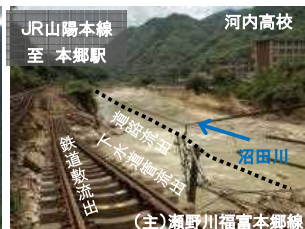
地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。



福山市の浸水状況



熊野町土砂災害発生状況



(主)瀬野川福富本郷線

死者:138名
行方不明者:5名
(令和元年7月3日時点)
全壊家屋:1,162棟
半壊家屋:3,628棟
一部損壊:2,166棟
土砂災害:1,242箇所

【平成30年7月豪雨災害の被災状況】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による治水対策の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川、江の川、芦田川等 [県事業]手城川、瀬戸川、福川、内神川、中畑川、国兼川、入野川、特定構造物改築事業等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]池田新池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防、急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業、復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西、中央東) [県事業]広島港海岸(江波、坂、廿日市南地区)、福山港海岸(江之浦地区)、呉海岸(天応地区)、地御前漁港海岸(地御前地区)、倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西、中央東地区)／[県事業]尾道系崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道系崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進、橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	道路改良による機能強化	[国直轄等] 広島呉道路(4車線化)、一般国道2号東広島・安芸BP、山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) [県事業] (国)375号 引宇根、(主)呉平谷線、(主)瀬野川福富本郷線、(臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免～油木)、(国)433号(安芸太田町加計)
橋梁		[県事業] (国)186号 翠橋、(国)487号 早瀬大橋

【提案先省庁:内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

① 河川改修等による治水対策の推進

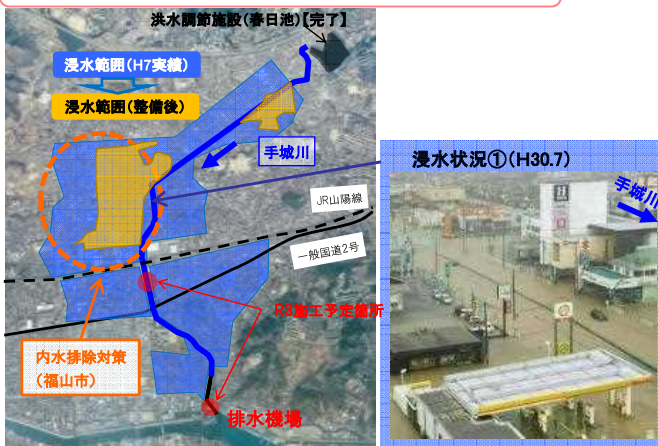
現 状

- 県内には未改修河川が多く、豪雨などによる家屋等浸水被害が繰り返されている。
- 人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。
- 排水機場のポンプ等の老朽化が進んでおり、継続的な機能確保が重要である。

① 手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築事業

ポンプ増設・河川改修の実施

⇒内水排除対策(福山市)と連携し、床上浸水被害を解消



課 題

- 平成30年7月豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるため、重点的に予算配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。
- 家屋等浸水被害が繰り返される河川の改修や堤防の耐震性向上、長寿化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。

② 京橋・猿猴川 地震・高潮対策事業

護岸整備・耐震対策の実施

⇒津波・高潮から浸水被害を防止



② 土砂災害防止施設等の整備推進

現 状

- 被災地の一日も早い復旧・復興に向け、国や市町と連携し、「砂防・治山施設整備計画」により砂防ダム等の緊急整備等を実施。
- 「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、防災拠点や住宅密集地の整備を図り、効率的・効果的な事前防災対策を推進。
- 7月豪雨災害では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減する等の施設効果を確認。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組を進め、「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」等のソフト対策を推進。



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 災害関連緊急事業に続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保することが必要
- 県内の土砂災害警戒区域総数が、約4万8千箇所(全国最多)となり、新たに対策が必要となる箇所が増加する見込み。
- 土石流を捕捉後、砂防ダムの機能復旧に必要な除石が速やかに実施できるよう財政支援が必要。
- 平成30年7月豪雨では土砂災害警戒区域内で多くの被害者が出たことから、避難の実効性を高める取組の一層の推進が必要。



【二河川支川 災害関連緊急砂防事業(熊野町)】

③ 高潮・津波対策等による治水対策、
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点
の整備の推進

6 社会資本整備の推進
(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

現 状

- 平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある

課 題

- 過去に浸水実績のある海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応

耐震対策



高潮対策



④-1 緊急輸送道路の整備推進

6 社会資本整備の推進
(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

現 状

- H30年7月豪雨では、県内各地で豪雨による法面崩壊や落石が頻発
- 緊急輸送道路が被災し、物資輸送機能が麻痺
- 通行止め等により社会経済活動に多大な影響

課 題

発災後の迅速な救命・救急活動や円滑な復旧を支えるため、緊急輸送道路の更なる機能強化が必要

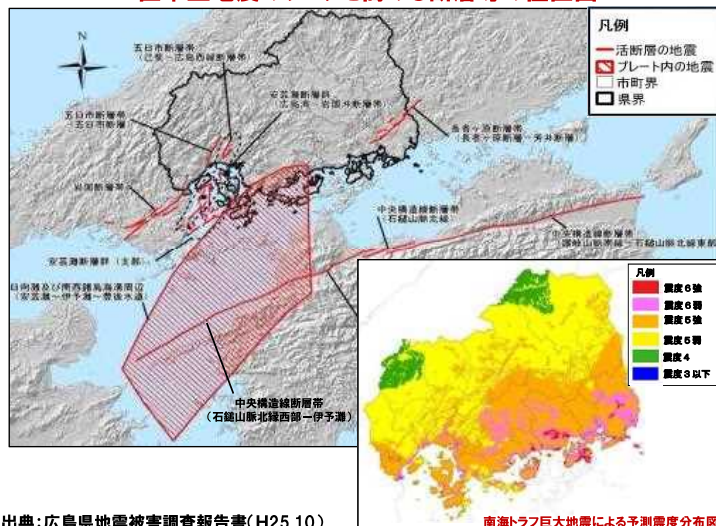


④-2 橋梁の耐震補強等の整備推進

現 状

- 北海道胆振東部地震(H30.9), 大阪府北部地震(H30.6), 熊本地震(H28.4)など, 全国各地で大地震が頻発
- 本県においても, 直下型地震や南海トラフ巨大地震など大規模地震への災害リスクが存在
- 大規模地震の発生に伴い, 橋梁が落橋等の被害を受け, 緊急輸送道路としての役割を果たすことができなくなることが懸念

直下型地震のリスクを高める断層等の位置図



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

大規模地震発生時にも被害の拡大を防ぎ, 迅速な救命救急活動や円滑な物資輸送等が行えるよう, 特に跨線橋, 跨道橋及び社会経済活動に多大な影響が生じる渡海橋等への対策の加速

特に耐震性能の向上が急がれる橋梁の例

跨線橋	渡海橋
JR (山陽本線) 134便/日の 利用者に影響 (国)186号 翠橋(大竹市)	江田島と 本土を結ぶ 生命線 (国)487号 早瀬大橋(呉市~江田島市)
跨道橋	広域的な災害支援に資する路線
25,924台/日の 道路利用者の 生活に影響 (国)317号 新山波橋(尾道市)	県中央部を南北に 連絡する唯一の 緊急輸送道路 (国)375号 新大渡橋(東広島市)

6 社会資本整備の推進

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

国への提案事項

社会資本の適正な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適正な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、点検等に係る起債制度の拡充など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

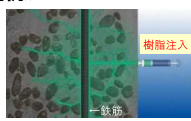
現状／広島県の取組

- 国では、「道路メンテナンス事業補助制度」などの創設により、地方公共団体が実施する施設の修繕・更新事業を計画的・集中的に支援することや、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業を拡充し、長寿命化に係る事業等の着実な推進の支援を実施
- 広島県では、今後の取組方針を取りまとめた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や施設分類毎に「修繕方針」を策定し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化
- また、コスト縮減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を創設し、これまでに88技術を登録し、57技術を県内公共事業で活用

＜登録技術例＞



＜橋梁床板の診断技術＞



＜コンクリート補修技術＞

- さらに、デジタル技術の活用によるインフラの計画的・効率的な整備・維持管理を行うための新たなインフラマネジメントの仕組み等の検討に着手

課題

- 今後、多くの既存インフラの老朽化が懸念されている。
- 災害時に防災施設や緊急輸送道路など、既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、計画的かつ戦略的な維持管理が必要である。
- そのため、老朽化対策の予算を増額し、適切な維持管理に努めているが、維持管理費は不足しており、これらを着実に実施することが厳しい状況となっている。
- 加えて、適切な維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化しており、ICT・IoTなどの進展するデジタル技術の活用により、さらなる維持管理の効率化を進める必要がある。

＜主要な26種類の施設における修繕費総額を試算＞ (更新費は含まない)

